



(1 / 4)
20250728 評基第 012 号
2025 年 8 月 12 日

認 定 証

独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターは、以下の適合性評価機関を JNLA 認定プログラムの試験事業者として認定する。

認 定 識 別: JNLA Z70104JP Testing

適合性評価機関の名称: 一般財団法人日本品質保証機構
関東マテリアルテクノ試験所

法 人 の 名 称: 一般財団法人日本品質保証機構

適合性評価機関の所在地: 東京都品川区東大井一丁目 8 番 12 号
(関連する事務所あり)

認 定 範 囲: 2 ページ目以降に記載の 9 区分

認定要求事項: ISO/IEC 17025:2017

認定スキーム文書 (JNLA 認定) に記載した
認定要求事項

認定発効日: 2022 年 4 月 17 日

認定の有効期限: 2026 年 4 月 16 日

初回認定発効日: 2006 年 4 月 17 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長

石毛 浩美

- ・ IAJapan(独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター)は、ILAC(国際試験所認定協力機構)及び APAC(アジア太平洋認定協力機構)の MRA(相互承認取決め)に署名している認定機関です。
- ・ 相互承認取決めに係る要求事項は、認定の基準(該当する国際規格)適合義務の他に、技能試験参加要件及び定期的な審査の受審並びに MRA 対応事業者に対するトレーサビリティ要求事項(方針)を指します。
- ・ この事業者は ISO/IEC 17025:2017 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項に適合しています。この認定は当該事業者が認定された範囲において一貫して技術的に有効な試験結果及び校正を提供するために必要な技術能力要求事項及びマネジメントシステム要求事項を満たしていることを証明するものです(2017 年 4 月 ISO-ILAC-IAF 共同コミュニケ参照)。
- ・ IAJapan ウェブサイトで公開している認定証が最新の認定情報です。

試験所名 : 一般財団法人日本品質保証機構 関東マテリアルテクノ試験所
試験所所在地 : 東京都品川区東大井一丁目8番12号
実施する業務 : 試験、結果の報告及びマネジメントシステム運用(全認定範囲)

関連する事務所名 : 一般財団法人日本品質保証機構 マテリアルテクノ部門
(部門長、副部門長、計画室長及び計画室) (関東マテリアルテクノ試験所内)
関連する事務所所在地 : 東京都品川区東大井一丁目8番12号
実施する業務 : 部門マネジメントシステム統括

<認定範囲>

認定発効日：2022年4月17日					
分野 名称	試験する 材料又は 製品	試験の種類(試 験方法の区分 の名称)	構成要素、パラメータ 又は特性	製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	特記 事項
土木・ 建築	建築材料	骨材試験	質量、質量分率、粗粒率、微粒分量、単位容積質量、実積率、標準色液との色の濃淡、表乾密度、絶乾密度、吸水率、すり減り減量、損失質量分率、粘土塊量、アルカリ濃度減少量、溶解シリカ量、膨張率	試験方法規格 JIS A 1102 JIS A 1103 JIS A 1104 JIS A 1105 JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 1121 JIS A 1122 JIS A 1137 JIS A 1145 (ただし、8.3はc) に限る) JIS A 1146	-
				これを引用する規格 JIS A 5001 5.2、5.3及び5.4 JIS A 5002 5.6、5.7、5.8、5.9及び5.10 JIS A 5005 7.2、7.3、7.4、7.5、7.6、7.7及び7.8 JIS A 5011-1 6.3、6.4、6.5及び6.6 JIS A 5011-2 6.2.2、6.2.3、6.3及び6.4 JIS A 5011-3 6.2.2、6.2.3、6.3及び6.4 JIS A 5011-4 6.3、6.4、6.5、6.6及び6.7 JIS A 5015 7.4、7.6、7.7及び7.8 JIS A 5021 7.4、7.5、7.6、7.7 (ただし、附属書Dを除く)、7.8及び7.9 JIS A 5022 附属書AのA5.4、A5.5、A5.7.1、A5.7.2、A5.8及びA5.9 JIS A 5023 附属書AのA5.3、A5.4、A5.5.1、A5.5.2及びA5.6 JIS A 5031 6.3、6.4、6.5、6.6、6.7 (ただし、JIS A 1804を除く) 及び6.8 JIS A 5032 6.2、6.3及び6.4 JIS A 5308 附属書JAのJA.10 a)、JA.10 b)、JA.10 c)、JA.10 d)、JA.10 e)、JA.10 f)、JA.10 g)、JA.10 h)、JA.10 k)、JA.10 n) 及びJA.10 o)	-
		コンクリート・セメント等無機系材料強度試験	曲げ強さ、圧縮強さ	試験方法規格 JIS A 1106 (ただし、供試体の作製を除く) JIS A 1108 (ただし、供試体の作製及び附属書Aを除く) JIS A 5003 5.4 JIS A 5006 5.4 JIS R 5201 11	-
				これを引用する規格 JIS A 1107 8 JIS A 5002 5.14 f) JIS A 5022 10.2 JIS A 5023 10.2 JIS A 5308 10.2.1、10.2.2、附属書JCのJC.7.1.8及びJC.7.2.5 JIS A 6202 8.5 JIS R 5210 6.1 JIS R 5211 6.1 JIS R 5212 6.1 JIS R 5213 6.1 JIS R 5214 7.1	-
		セメント・混和剤(材)試験	凝結時間	試験方法規格 JIS R 5201 9	-
				これを引用する規格 JIS A 5308 附属書JCのJC.7.1.7及びJC.7.2.4	-
鉄鋼・ 非鉄金属	鉄鋼・ 非鉄金属	金属材料引張試験	降伏点又は耐力、引張強さ、破断伸び、絞り	試験方法規格 JIS B 1051 9.7 JIS B 1052-2 9.1 JIS B 1054-1 7.2.2、7.2.4及び7.2.6 JIS G 3551 11.2.1 JIS Z 2241 JIS Z 3121	-

分野 名称	試験する 材料又は 製品	試験の種類(試 験方法の区分 の名称)	構成要素、パラメータ 又は特性	製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	特記 事項
(続き)	(続き)	(続き)	(続き)	これを引用する規格 JIS B 1176 5表4、表7 JIS B 1180 4表5、表9、表13、表17、表21、表25、表28、附属書JAのJA.11.1.1 a) JIS B 1181 4表5、表12、表16、表20、表24及び附属書JBのJB.4.2.1 JIS B 2220 附属書AのA.8 c) JIS B 2311 7.3 a) JIS B 2312 11.2 b) JIS E 1107 5.1.3.1 a) 、 5.1.3.1 b) 及び 5.1.3.2 a) JIS G 3101 8.2.5 a) JIS G 3106 10.2.5 a) JIS G 3112 10.2.2 JIS G 3350 10.2.4 JIS G 3445 9.2.3 b) JIS G 3459 14.2.3 JIS G 3532 11.2 JIS G 3547 11.2 JIS G 4303 11.2.5 a) JIS G 4304 11.2.5 a) JIS G 4305 11.2.5 a) JIS H 3100 7.2 JIS H 3250 7.2 JIS H 4000 7.2 JIS H 4040 7.2 JIS H 4100 7.2 JIS Z 3120 6.2	-
		ビッカース・ ヌープ硬さ試験	硬さ	試験方法規格 JIS B 1051 9.10.3 JIS B 1053 9.2.3 JIS B 1055 6.1.2 JIS Z 2244-1	-
				これを引用する規格 JIS B 1122 5表4、表7、表10、附属書JAのJA.8.2 JIS B 1124 5表4、表7、表10、表13及び附属書JAのJA.5.1 JIS B 1176 5 JIS B 1177 4 JIS B 1180 4表5、表9、表13、表17、表21、表25、表28及び附属書JAのJA.11.1.1 a) JIS B 1181 4表5、表9、表12、表16、表20、表24及び表28 JIS B 1251 12.2.4 JIS B 1256 表5、表9、表13、表17、表21、表25及び表29 JIS B 4625 7.3 JIS G 4303 11.2.5 c) 2) JIS G 4304 11.2.5 b) 2) JIS G 4305 11.2.5 b) 2) JIS H 3100 7.4 JIS H 3250 7.3 JIS H 4100 7.3	-
		金属材料曲げ 試験	曲げ性	試験方法規格 JIS G 3302 14.4.2 JIS G 3532 11.3 JIS G 3551 11.2.2 JIS Z 2248 JIS Z 3122	-

分野 名称	試験する 材料又は 製品	試験の種類(試 験方法の区分 の名称)	構成要素、パラメータ 又は特性	製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	特記 事項
(続き)	(続き)	(続き)	(続き)	これを引用する規格 JIS G 3101 8.2.5 b) JIS G 3112 9.2.3 JIS G 3459 14.2.5 JIS G 4304 11.2.5 c) JIS G 4305 11.2.5 c) JIS H 3100 7.3 b) JIS H 4000 7.3 JIS H 4040 7.3 JIS Z 3120 6.3	-
土木・ 建築	建築材料	溶液中の塩化 物イオン量試 験(電位差滴 定方法)	塩化物イオン(Cl ⁻)量	試験方法規格 JIS K 0113 5. (ただし、自動滴定に限る)	-
				これを引用する規格 JIS A 1144 4 c) JIS A 5021 7.10 a) JIS A 5022 附属書AのA.5.10 a) JIS A 5023 附属書AのA.5.7 a) JIS A 5308 附属書JAのJA.10 p)、附属書JCのJC.7.1.6及びJC.7.2.3	-
鉄鋼・ 非鉄金属	鉄鋼・ 非鉄金属	ロックウェル 硬さ試験	硬さ	試験方法規格 JIS Z 2245	-
				これを引用する規格 JIS B 1176 5 JIS B 1177 4 JIS B 1180 4表5、表9、表13、表17、表21、表25、表28及び附属書JA のJA.11.1.1 a) JIS B 1181 4表5、表9、表12、表16、表20、表24、表28及び表31 JIS B 1186 12.1c)、12.2.2及び12.3 JIS B 1251 12.1 JIS B 4623 6.3及び附属書1の3. JIS B 4625 7.3 JIS G 4304 11.2.5 b) 3) JIS G 4305 11.2.5 b) 3)	-

備考：認定の区分は、官報及び認定機関のホームページ等で公表された最新版の区分表が適用される。

(以上)